本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第二八二号）（総務省）

1　立候補の届出書又は推薦届出書の添付文書に関する事項

町村の議会の議員の選挙について、立候補の届出書又は推薦届出書の添付文書として供託をしたことを証明する書面を定めるものとした。（第八九条第二項関係）

2　一部無効再選挙におけるビラの頒布枚数に関する事項

町村の議会の議員の選挙について、選挙の一部無効による再選挙において頒布することができる選挙運動のために使用するビラの数を定めるものとした。（第一三二条の八第一項関係）

3　施行期日等

㈠　1及び2による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員の選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員の選挙については、なお従前の例によるものとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和二年法律第四五号）の施行の日から施行するものとした。

◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二八三号）（内閣府本府）

1　都市再生緊急整備地域として新たに長崎中央地域を定める等することとした。（第一条関係）

2　特定都市再生緊急整備地域として新たに仙台都心地域及び広島都心地域を定める等することとした。（第二条関係）

3　施行期日等

㈠　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第二八四号）（文部科学省）

1　著作権法（昭和四五年法律第四八号）第一一三条第四項の公衆への提示が一体的に行われていると認められる複数のウェブページの要件として、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページの集合物の一部を構成する複数のウェブページに、当該複数のウェブページに共通する性質を示す名称の表示その他の当該複数のウェブページを他のウェブページと区別して識別するための表示が行われているウェブページと、当該複数のウェブページに到達するための送信元識別符号等を一括して表示するウェブページその他の当該複数のウェブページの一体的な閲覧を可能とする措置が講じられているウェブページのいずれもが含まれていることを定めることとした。（第六六条関係）

2　この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。

◇中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八五号）（経済産業省）

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五八号）の施行期日は令和二年一〇月一日とし、同法附則第一条第一号及び第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年四月一日とすることとした。

◇中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二八六号）（経済産業省）

一　中小企業等経営強化法施行令の一部改正関係

1　異分野連携新事業分野開拓関連保証に係る保険料率の規定を削除することとした。（第一〇条関係）

2　中核的支援機関の支援業務の規定を削除することとした。（改正前の中小企業等経営強化法施行令第一二条関係）

3　異分野連携新事業分野開拓に関する地方支分部局への権限委任規定を削除することとした。（改正前の中小企業等経営強化法施行令第一六条関係）

二　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正関係

1　業務範囲から異分野連携新事業分野開拓に関する規定を削除することとした。（第三条関係）

2　地域産業資源活用促進事業に関する内閣総理大臣への権限委任規定を削除することとした。（第二〇条関係）

三　地方税法施行令の一部改正関係

独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域整備業務に関する規定を削除することとした。（第三七条の五関係）

四　中小企業信用保険法施行令の一部改正関係

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に関する保険料率の規定を削除することとした。（第二条関係）

五　特許法施行令の一部改正関係

特許料の減免等の対象から異分野連携新事業分野開拓及び特定研究開発等の規定を削除することとした。（第一〇条関係）

六　法人税法施行令の一部改正関係

収益事業の範囲における高度技術産学連携地域整備業務に係る規定を削除することとした。（第五条関係）

七　経済産業省組織令の一部改正関係

地域産業資源を活用して行う事業環境の整備及び情報関連人材育成事業の所掌事務の規定を削除することとした。（第三一条及び第八四条関係）

八　中小企業政策審議会令の一部改正関係

中小企業経営支援分科会の所掌事務から中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の規定を削除することとした。（第五条関係）

九　関係政令の整理

その他関係政令の所要の規定の整理を行うこととした。（第二条、第四条、第七条及び第一〇条関係）

一〇　附則

1　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う資金の貸付け業務に関する経過措置について定めることとした。（附則第二条第一項関係）

2　地域産業資源活用促進事業に関する内閣総理大臣への権限委任規定に関する経過措置について定めることとした。（附則第二条第二項関係）

3　特許料の減免等に関する経過措置について定めることとした。（附則第三条関係）

一一　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五八号）の施行の日（令和二年一〇月一日）から施行することとした。

◇家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八七号）（農林水産省）

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和二年法律第二一号）の施行期日は、令和二年一〇月一日とすることとした。

◇家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令（政令第二八八号）（農林水産省）

1　家畜人工授精所の開設の許可の申請者が法人である場合の欠格事由について、その対象となる使用人は、家畜人工授精所の業務を統括する者その他これに準ずる者として農林水産省令で定める者とすることとした。（第一三条関係）

2　家畜改良増殖法（昭和二五年法律第二〇九号）の適用を除外している島の全てについて同法の規制の適用除外を廃止することとした。（旧第一四条関係）

3　この政令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和二年法律第二一号）の施行の日（令和二年一〇月一日）から施行することとした。

◇家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二八九号）（農林水産省）

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二二号）の施行期日は、令和二年一〇月一日とすることとした。
